放置艇対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 港湾,河川及び漁港の公共用水域(以下「三水域」という。)内の放置艇について,具体的かつ実効性のある対策を推進するため,放置艇対策推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。
 - 一 三水域連携による放置艇対策の推進に関すること
 - 二 県民、利用者等への意識啓発に関すること
 - 三 前二号のほか、放置艇対策の推進に必要な事項に関すること

(構成員)

第3条 会議の構成員は別表1のとおりとする。

(会長)

- 第4条 会議に、会長を置き、県土整備部副部長をもって充てる。
 - 2 会長は、会議を総理し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する構成員がその職務を行う。

(会議)

- 第5条 会議は、会長が必要に応じ招集する。
 - 2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業班)

- 第6条 会議に作業班を置く。
 - 2 作業班の構成員は、別表2の放置艇対策担当職員とする。
 - 3 作業班に, 班長を置き、県土整備部運輸戦略局運輸政策課港湾空港経営室室長 補佐(管理担当)をもって充てる。
 - 4 作業班は、会長の指示により放置艇対策の専門的事項について検討を行う。
 - 5 作業班の会議は、班長が必要に応じ招集する。
 - 6 班長は必要があると認めるときは、班員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、運輸政策課港湾空港経営室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に 定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成24年11月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行に際し、「放置艇対策検討会議設置要綱」は廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

県土整備部副部長

県土整備部河川整備課長

県土整備部運輸戦略局運輸政策課長

県土整備部運輸戦略局運輸政策課港湾空港経営室長

農林水産部農林水産基盤整備局農山漁村振興課水産基盤整備担当室長

東部県土整備局<徳島>副局長

東部県土整備局<徳島>副局長(環状道路・港湾担当)

東部県土整備局<鳴門>副局長

南部総合県民局県土整備部長

南部総合県民局県土整備部<美波>副部長

南部総合県民局産業交流部長

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所河川占用調整課長

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所管理課長

国土交通省四国地方整備局小松島港湾·空港整備事務所補償調整官

海上保安庁徳島海上保安部警備救難課長

<別表2>

県土整備部河川整備課管理担当

県土整備部運輸戦略局運輸政策課企画担当

県土整備部運輸戦略局運輸政策課港湾空港経営室管理担当

農林水産部農林水産基盤整備局農山漁村振興課水産基盤整備担当

東部県土整備局<徳島>河川管理担当

東部県土整備局<徳島>港湾管理担当

東部県土整備局<鳴門>予防保全・管理担当

南部総合県民局県土整備部<阿南>施設管理担当

南部総合県民局県土整備部<美波>予防保全・管理担当

南部総合県民局産業交流部<美波>水産振興担当

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所河川占用調整課

国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所管理課

国土交通省四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所

海上保安庁徳島海上保安部警備救難課